東日本大震災で被災された方への支援メニュー

東北地方太平洋沖地震による被災地に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等から、その他様々な生活支援をメニューにしています

令和5年7月修正版

項目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
住民票の写し等	市	①印鑑登録証の交付手数料(1件 200 円)	・対象者:東日本大震災の被災地域から安城市に	令和6年3月31日まで	その他証明書の交付手数	市民課
の各種証明書交	民	の免除	転入したもの		料の減免措置につきまし	証明係
付手数料の免除	課	②印鑑登録証明書の交付手数料(1枚200円)	・証明書の枚数制限はなし		ては市民課窓口までお問	0566-71-2221
		の免除			合せください。	【本庁舎1階】
		③住民票の写しの交付手数料(1枚 200円)				
		の免除				
		など				
火葬場・式場等の	市	安城市に在住・一時避難する被災された方	対象者:①か②に該当する方	令和6年3月31日まで		市民課
利用料の減免	民	がお亡くなりになった場合に、火葬場・式	①愛知県受入被災者登録制度の対象者であり安			届出係
	課	場等の使用料を減免します。	城市で登録をしているが、安城市への転入手続を			0566-71-2268
			していない方			【本庁舎1階】
			②安城市に一時避難しているが、愛知県受入被災			
			者登録制度による安城市での登録及び安城市へ			
/m			の転入手続をしていない方			
個人住民税の減	市	住宅ローン控除の適用住宅が、大震災によりは特殊しても、これがは、「株式世界」の機				市民税課
免(住宅ローン減	民	り滅失等しても、引き続き、残存期間の継				0566-71-2214
税の適用の特例)	税	続適用を可能とする。	末調整で控除を受けることができます。			【北庁舎2階】
口令次玄锐 拟士	課	「神巛仏井仕夕田地の柱周」して、神巛	ナのタルナオとナロハ			次去沿無
固定資産税・都市 計画税の減免	資産	「被災代替住宅用地の特例」として、被災 住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に	左の条件を光だり場合 			資産税課 0566-71-2256
(被災代替住宅)	生 税	代わる土地(被災代替土地)を令和8年3				【北庁舎2階】
用地の特例)	無	月31日までの間に取得した場合には、当該				【礼月音~陌】
用地の特別	床	被災代替土地のうち被災住宅用地に相当す				
		る部分について、取得後3年度分、当該十				
		地は住宅用地とみなされます。(※)				
		※住宅用地とみなされた場合には、固定				
		資産税・都市計画税が軽減されます。				

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
固定資産税・都市	資	「被災代替家屋の特例」として、大震災に	左の条件を充たす場合			資産税課
計画税の減免	産	よる災害により滅失・損壊した家屋(被災				0566-71-2215
(被災代替家屋	税	家屋) の所有者等が当該被災家屋に代わる				【北庁舎2階】
の特例)	課	家屋(被災代替家屋)を令和8年3月31日				
		までの間に取得し、又は改築した場合には、				
		当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被				
		災家屋の床面積相当分について、4年度分2				
		分の1、その後の2年度分3分の1が減額さ				
		れます。				
介護保険料の減	高	地震発生時、東日本大震災による被災区域	震災発生後に災害救助法の適用地域 (東京都を除	令和6年3月分まで	区域及び所得状況によっ	高齢福祉課
免	齢	に居住されていた方で被災された方は、介	く) や被災者生活再建支援法の適用地域から転入		て減免の時期や減免率が	介護給付係
	福	護保険料の減免が受けられます。	された方で以下のいずれかに該当する方		異なります。	0566-71-2226
	祉		① 帰還困難区域及び旧避難指示区域等に居住			【北庁舎1階】
	課		しているため、避難を行っている方			
			② 旧特定復興再生拠点区域に居住しているた			
			め、避難を行っている方			
介護保険利用者	郖	地震発生時、東日本大震災による被災区域	震災発生後に災害救助法の適用地域(東京都を除	令和6年2月29日まで	区域及び所得状況によっ	高齢福祉課
負担額の減免	齢	に居住されていた方で被災された方は、介	く) や被災者生活再建支援法の適用地域から転入	1,	て減免の時期や減免率が	介護給付係
	福	護サービスの利用者負担の減免が受けられ	された方で以下のいずれかに該当する方		異なります。	0566-71-2226
	祉	ます。	① 帰還困難区域及び旧避難指示区域等に居住			【北庁舎1階】
	課		しているため、避難を行っている方			
			② 旧特定復興再生拠点区域に居住しているた			
			め、避難を行っている方			
養育支援訪問事	子	養育支援、家事援助支援における利用者負	大規模な災害その他やむを得ない事由にあり、こ			子育て支援課
業における負担	育	担金の免除	れらの支援を必要とする状況にあると認められ			児童家庭係
金の免除(保健	て		る世帯であること			0566-71-2272
師・保育士等によ	支					【本庁舎1 階】
る専門的相談支	援					
援、訪問介護員、	課					
子育て経験者等						
による家事・育児						
支援)						

項目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
国民年金保険料	玉	ご本人からの申請に基づく、国民年金保険	対象者:東京電力福島第一原子力発電所の事故に	対象となる期間		国保年金課
の免除・納付猶予	保	料の免除又は納付猶予	伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、	免除•納付猶予:令和6年6		年金係
	年		平成23年3月11日時点で住所を有していた方	月まで		0566-71-2231
	金		(対象市町村) 田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、	学生納付特例:令和6年3		【本庁舎1階】
	課		双葉郡広野町、 双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、	月まで		
			双葉郡川内村、双葉郡大熊町、 双葉郡双葉町、			
			双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村 (以			
			上12市町村)		(1.1.) [[]]	
医療機関での窓	国	国民健康保険・後期高齢者医療における医	対象者:東日本大震災による以下の区域の被災者	令和6年3月31日まで	(※1)基礎控除分を除いた	国保年金課
口負担の免除	保	療機関での一部負担金を免除	で、安城市に転入し国民健康保険・後期高齢者医		所得の合算額が600万円を	国保係
	年		療に加入した方		超える世帯	0566-71-2230
	金		帰還困難区域及び上位所得層(※1)を除く旧避難		(※2) (a) 平成25年度以前	医療係
	課		指示区域等(※2)の方		に指定が解除された旧緊 急時避難解除準備区域等	0566-71-2232
						【本庁舎1階】
					(特定避無働吳地点を含 む)、(b)平成26年度に指	
					定が解除された旧避難指	
					示解除準備区域等(田村市	
					の一部、川内村の一部及び	
					南相馬市の特定避難勧奨	
I					地点)、(c)平成27年度に	
					指定が解除された旧避難	
					指示解除準備区域(楢葉町	
					の一部)、(d) 平成 28 年度	
•					及び平成29年4月1日に	
					指定が解除された旧居住	
					制限区域等(葛尾村の一	
					部、川内村の一部、南相馬	
					市の一部、飯館村の一部、	
					川俣町の一部、浪江町の一	
					部及び富岡町の一部)、	
					(e) 令和元年度に指定が解	
					除された旧帰還困難区域	
					等(双葉町の一部、大熊町	
I					の一部及び富岡町の一部)	
	1				の5つの区域等をいう。	

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
国民健康保険 税・後期高齢者医 療保険料の減免	国保年金課	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を 国の示す基準に基づき減免	・対象者:東日本大震災による以下の区域の被災者で、安城市に転入し国民健康保険・後期高齢者医療に加入した方帰還困難区域及び上位所得層(※1)を除く旧避難指示区域等(※2)の方	令和5年度相当分の保険料 (税)で、令和6年3月31日ま でに納期限が到来するも のの金額	(※1) (※2) 同上	国保年金課 国保係 0566-71-2230 医療係 0566-71-2232 【本庁舎1階】
新生児聴覚検査 1 か月児健診 産婦健診 産婦 歯 科健康診 査ケア	健康推進課	受診の際に必要な「新生児聴覚検査受診票」 「乳児健康診査受診票」「産婦健康診査受診 票」、「産婦歯科健康診査ケア受診票」を失 くされた場合や被災地で交付されていない 場合、被災地で償還払い対応ができない場 合は、交付することができます。(母子健康 手帳・身分証明できるものがあればご持参 ください)。	対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)に 住民票があり、安城市に居住される方 新生児聴覚検査は、生後4週間(満28日)以内 (なるべく生後7日以内)、1か月児健診は生後1 か月以内、産婦健診は出産後2か月以内。 令和5年4月1日以降に母子健康手帳を交付した 方から2回分交付。出産後2か月以内(第1回産 後2週間ごろ、第2回産後1か月ごろ) 産婦歯科健康診査ケアは出産後1年以内	実施機関にお問合せください。	・「新生児聴覚検査受診票」 「乳児健康診査受診票」、 「産婦健康診査受診票」、 「産婦歯科健康診査ケア 受診票」を実施機関に提出 してください。 ・一部取り扱っていない実 施機関があります。あらか じめご確認の上、お使いく ださい。 (ただし、産婦歯科健康診 査ケアは安城市内の指定 実施機関に限る)	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
こんにちは赤ちゃん訪問	健康推進課	・生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんのいる家庭を対象に日程調整の上、訪問します。 ・赤ちゃんとお母さんのご相談に応じます。 ・地域の子育て支援情報をお伝えします。	対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)に 住民票があり、安城市に居住される方	出生届を提出していただいた後、保健センターにご連絡ください。		健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
4 か月児健診	健康推進課	集団の話、身体計測、診察、個別相談	対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)に 住民票があり、安城市に居住する3か月半~6か 月未満児	受付時間 12:50~14:00 事前に来所時間の予約が できます。	保健センターにご連絡ください。 後日ご案内をお送りしますので案内通知で予約方法をご確認ください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
6~10 か月児健診	健康推進課	受診の際に必要な「乳児健康診査受診票」 を失くされた場合や被災地で交付されてい ない場合、被災地で償還払い対応ができな い場合は、交付することができます。(母子 健康手帳・身分証明できるものがあればご 持参ください)。また、交換が必要な場合は、 保健センターまでお問合せください。	対象者: 災害救助法の適用地(東京都を除く)に 住民票があり、安城市に居住するおおむね6~10 か月児	実施機関にお問合せください	・「乳児健康診査受診票」 を実施機関に提出してく ださい。 ・一部取り扱っていない実 施機関があります。あらか じめご確認の上、お使いく ださい。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
1歳6か月児健診	健	集団の話、問診、歯科健診、身体計測、診	対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)に	おおむね毎週金曜日	保健センターにご連絡く	健康推進課
	康	察、フッ化物塗布(希望者のみ)、個別相談	住民票があり、安城市に居住する1歳6か月~2	受付時間 12:35~14:00	ださい。	健診係
	推		歳未満児	事前に来所時間の予約が	後日ご案内をお送りしま	0566-76-1133
	進			できます。	すので案内通知で予約方	【保健センター】
	課				法をご確認ください。	
2 歳児の歯科健診	健	歯科健診、歯科相談、フッ化物塗布	対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)に	詳しくは市公式ウェブサ		健康推進課
とフッ化物塗布	康		住民票があり、安城市に居住する2歳児	イトまたは広報あんじょ		健診係
	推			うをご確認ください。		0566-76-1133
	進					【保健センター】
15.15.1.1	課					
3 歳児健診	健	集団の話、問診、歯科健診、身体計測、診			保健センターにご連絡く	健康推進課
	康	察、フッ化物塗布(希望者のみ)、個別相談		受付時間 12:30~14:00	ださい。	健診係
	推		児		後日ご案内をお送りしま	0566-76-1133
	進課				すので案内通知で予約方	【保健センター】
ロフ焼まる峠の	健	母子健康手帳を紛失された場合は再交付を	サカネ、※字葉出注の英田県(東京初た吟/)に	平日(土、日、祝日、年末	法をご確認ください。	/井·古·州·朱·钿
母子健康手帳の交付と妊婦相談	康	付于健康手帳を初失された場合は再交付を 行います。(身分証明できるものがあればご		平日(工、日、焼日、年末 年始除く)	辞しくはわ問合せくださ	健康推進課 保健指導係
文刊 乙 好 种 相 嵌	推	17いまり。(タガ証明できるものがめればこ 持参ください。)	住民景があり、女城市に居住される方	8:30~12:00	V '0	休遅担等係 0566-76-1133
	進	母子健康手帳の交付をうけていない妊婦さ		8.30 -12.00		【保健センター】
	課	んには交付を行います。(妊娠届出書と身分				「体性にククー」
	HAK	を証明できるものがあればご持参くださ				
		(V _o)				
妊婦歯科健康診	健	**	対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)に	市内実施歯科医療機関に	体調の良い時に受診して	健康推進課
查	康	歯科健診を無料で行います。	住民票があり、安城市に居住される方	お問い合わせください。	ください。	健診係
	推	受診の際に必要な「妊婦歯科健診受診票」			•	0566-76-1133
	進	を失くされた場合や被災地で交付されてい				【保健センター】
	課	ない場合は交付することができます。(母子				
		健康手帳、身分を証明できるものをお持ち				
		ください。)				

項目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
妊婦健康診査	健	受診の際に必要な「妊婦健康診査受診票」	対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)に	実施機関にお問い合わせ	•「妊婦健康診査受診票」	健康推進課
	康	を失くされた場合や、被災地で償還払い対	住民票があり、安城市に居住される方。	ください。	を実施機関に提出してく	健診係
	推	応ができない場合は、使用していない回数			ださい。	0566-76-1133
	進	分だけ交付することができます。(母子健康			・一部取り扱っていない実	【保健センター】
	課	手帳・身分証明できるものがあればご持参			施機関があります。あらか	
		ください。)			じめご確認の上、お使いく	
		多胎妊婦へは、5回分追加して交付します。			ださい。	
					・助産所受診分は、保健セ	
					ンターへ後日申請してい	
					ただくと、受診にかかった	
- PL-14-CC	fa-fa	4.1.46664WB 4007 - 3866707	Life de Web Nervi - Sterrick (declarer S. BA.)		費用が還付されます。	64
予防接種	健		対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)に		住民票がある市町村に事	
	康	けられます。	住民票があり、安城市に居住される方		前に申請をしてください。	予防係
	推	ロタウイルス、ヒブ、B型肝炎、小児の肺炎				0566-76-1133
	進	球菌、四種混合(三種混合、ポリオ)、BC				【保健センター】
	課	G、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、				
		二種混合、ヒトパピローマウイルス、高齢				
		者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、				
		新型コロナワクチン				
ヤング健診	健	・健診内容:血液検査、尿検査、身長、体	・対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)	5月~翌年2月	受診場所:市内実施機関	健康推進課
	康		に住民票があり、安城市内に居住していて、職場	- / - / - / - / - / - / - / - / - / - /	3000	健診係
	推		などで健診機会のない方(罹災証明等で確認)			0566-76-1133
	進					【保健センター】
	課	必要です。	※住民票のある自治体の国民健康保険加入者、ま			22
			たは社会保険の被扶養者			
市民健康検診	健	・検診内容:胸部エックス線撮影、診察、	・対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)	5月~翌年2月	受診場所:市内実施機関	健康推進課
(結核健康診断)	康	血圧測定、尿検査(糖・蛋白・潜血・ウロ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			健診係
	推	ビリノーゲン)	などで健診機会のない方(罹災証明等で確認)			0566-76-1133
	進	・料金:無料	・対象年齢:65歳以上			【保健センター】
	課		※安城市国民健康保険、後期高齢者医療以外の健			
		きが必要です。	康保険加入者			

項目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
胃がん検診	健康推進課	きが必要です。 ・検診内容:胃内視鏡検査 ・個人負担金3,000円が免除されます。	・対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く) に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方(罹災証明等で確認) ・対象年齢:40歳以上 ・対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く) に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方(罹災証明等で確認) ・対象年齢:50歳以上で誕生月が対象の方	5月~翌年2月	受診場所:市内実施機関 胃部エックス線検査と胃 内視鏡検査のどちらかひ とつが受けられます。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
大腸がん検診	健康推進課	・検診内容:便潜血検査(2日採便法) ・個人負担金500円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続 きが必要です。	・対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く) に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方(罹災証明等で確認) ・対象年齢:40歳以上	5月~翌年2月	受診場所:市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
肺がん検診	健康推進課	・検診内容:胸部エックス線撮影※必要時、 喀痰細胞診追加 ・個人負担金500円(痰検査追加500円) が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続 きが必要です。	・対象者: 災害救助法の適用地 (東京都を除く) に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方 (罹災証明等で確認) ・対象年齢: 40 歳以上	5月~翌年2月	受診場所:市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
前立腺がん検診	健康推進課	・検診内容:血液検査(腫瘍マーカーPSA) ・個人負担金500円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方(罹災証明等で確認)	5月~翌年2月	受診場所:市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
子宮頸がん検診	健康推進課	・検診内容:子宮頸部細胞診 ・個人負担金1,000円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く) に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方(罹災証明等で確認) ・対象年齢:20歳以上の女性	4月~翌年3月(通年)	受診場所:市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
乳がん検診	健康推進課	・検診内容:マンモグラフィ(乳房エックス線撮影) ・個人負担金1,000円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方(罹災証明等で確認)	5月~翌年2月	受診場所:市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
歯周病検診	健康推進課	・検診内容:問診、むし歯や歯石の有無、歯周病の進行度、歯ぐきの確認、歯並び、かみ合わせ、顎関節、歯科保健指導・料金:無料 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者:災害救助法の適用地(東京都を除く)に住民票があり、安城市内に居住している方(罹災証明等で確認)・対象年齢:20、30、40、45、50、55、60、65、70歳になる方	5月~翌年2月	受診場所:市内実施歯科医療機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
就学援助費の支給	学校教育課	就学援助費の受給申請により給食費、新入 学学用品費、学用品・通学用品費、修学旅 行費の一部などを援助する。	対象者:被災により経済的にお困りの小中学校の 児童・生徒			学校教育課 学事係 0566-71-2254 【教育センター】
市営住宅の使用料の免除	建築課	市営住宅の住宅使用料、敷金の免除	東日本大震災で被災された方及び福島県の原子 力災害に伴い、政府からの避難指示等が出されている次の対象市町村にお住まいの方【対象市町村:大熊町、双葉町、福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、天祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村】		入居期間は3か月間(入居 者の事情により、1年を限 度として更新可能)	建築課 市営住宅係 0566-71-2240 【北庁舎3階】
リユース品の提供	ごみ資源循環課	リユース品(家具及び食器等の小物類)を 在庫の範囲で提供します ・原則として、1世帯に対し家具は同種のも のは1個まで、食器類は世帯員数まで ・清掃事業所で申込が必要です ・ご自身で運搬手段を確保してください	住まいの方		事前に電話でご相談ください	ごみ資源循環 課 ごみ減量係 0566-76-3053 【清掃事業 所】